

■ 【第2期以降地区】第5回ブロック別懇談会を行いました

昨年3月、第2期以降地区（D～Gブロック）の地権者の方を対象に「第5回ブロック別懇談会」を開催し、道路計画・造成計画・施工区域の検討状況、個別ヒアリングの実施状況、今後の進め方等についてご説明しました。

合計57名の方にお越しいただきました。



○ 懇談会では、次のようなご質問ご意見をいただきました

【道路計画・造成計画】

- ・三ツ境下草柳線と県道瀬谷柏尾の交差点形状
- ・道路の勾配（高低差をできるだけ少なく）
- ・相沢川を渡る部分の三ツ境下草柳線の道路形態

【造成計画】

- ・道路と宅地との間に高低差が生じる理由
- ・個別ヒアリング（平成28年度以降実施）の内容を造成計画へ反映させる

【スケジュール】

- ・具体的な今後のスケジュール（事業計画決定、事業完了時期）
- ・早期事業化の希望

【移転・補償等】

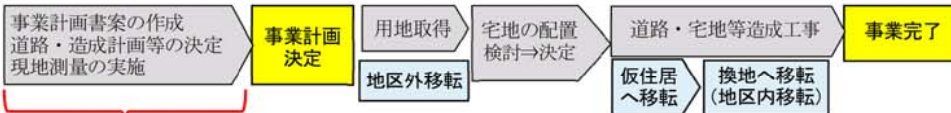
- ・補償金（金額や提示時期を知りたい）
- ・土地の売却（早期売却の希望等）
- ・地区内移転の場合の移転の期間

■ 【第2期以降地区】今後の予定

○ 次回のブロック別懇談会について

次回の懇談会は、4月頃を予定しています。詳細が決まりましたら、別途お知らせします。

○ 今後の進め方について



平成31年度は、事業計画決定に向けた道路・造成計画等の検討・事業計画書案の作成等を行っていく予定です。

【お問い合わせ先】

横浜市 都市整備局 市街地整備部 ニツ橋北部土地区画整理事務所
住所：〒246-0021 横浜市 瀬谷区 ニツ橋町 467-23
電話：045-363-3110 FAX：045-363-3116
担当：福田、島岡、平井、横田

事務所ホームページ URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/futatsubashi/>



ニツ橋北部地区まちづくりニュース

平成31年2月25日発行 【第14号】横浜市 都市整備局 ニツ橋北部土地区画整理事務所

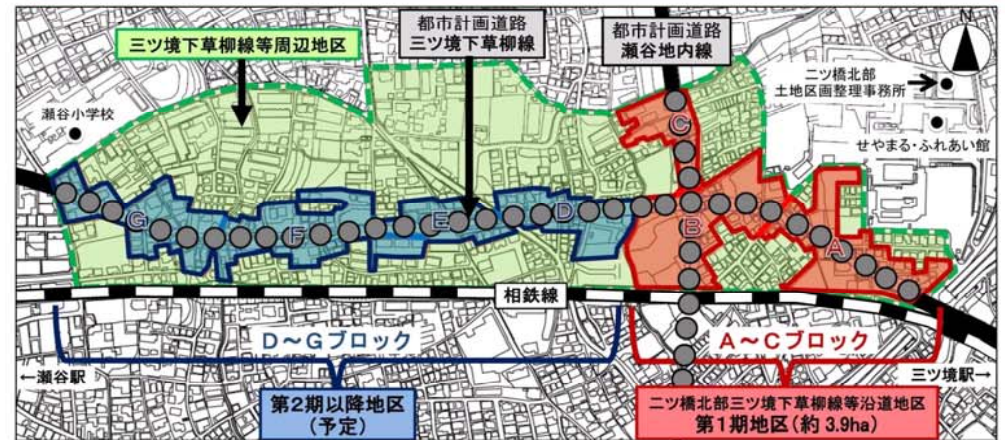
*この「ニュース」は、三ツ境下草柳線等周辺地区（下図の緑色の区域）の皆さまに配布しています

ニツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区土地区画整理事業については、平成27年8月に三ツ境駅側の第1期地区を事業計画決定し、事業を進めています。

第1期地区では、区域内の一部で工事が始まり、地権者の移転に向けた手続きを進めています。また、事業計画の変更に向けた手続きを進めます。

第2期以降地区については、昨年3月に第5回ブロック別懇談会を開催し、道路・造成計画の検討状況や、個別ヒアリングの進捗状況についてご説明しました。

今回のニュースでは、第1期地区・第2期以降地区の最近の主な動きについてお知らせします。



※ 第2期以降地区の事業区域（青枠内）は今後精査していきます。（区域は拡大変更となる可能性があります）

【第1期地区】 事業の進捗状況をお知らせします

- 平成30年3月 土地区画整理審議会が発足しました（中面をご覧ください）
- 平成31年1月 工事に着手しました（中面をご覧ください）
- 平成31年2月～ 事業計画の変更に向けた手続きを行います（中面をご覧ください）

【第2期以降地区】 第5回ブロック別懇談会を行いました

- 平成30年3月 第5回ブロック別懇談会を行いました（裏面をご覧ください）
- 平成30年4月～ 交差点計画等の検討を進めてきました
- 平成31年4月（予定） 第6回ブロック別懇談会を開催する予定です

■【第1期地区】土地区画整理審議会が発足しました



土地区画整理審議会とは、横浜市が事業を進めるにあたって、地権者の皆さまの権利に関する行政処分が、適正・公正に行われているかを確認するための重要な機関です。

平成30年3月に発足し、宅地所有者・借地権者7名と、学識経験者2名の計9名で構成されています。これまで計5回審議会を開催し、区画整理の換地に関する事項について諮問・報告を行いました。



■【第1期地区】区域内の一部について工事に着手しました

【工事概要】

工事期間：平成31年1月中旬～平成31年3月下旬頃

※ 工事の進捗状況等により延長する場合があります。

工事内容：造成工事・排水工事・舗装工事・水道工事 → 新しく道路と宅地をつくります

施工業者：拓神建設株式会社

工事監督者：横浜市 都市整備局 ニツ橋北部土地区画整理事務所



本格工事に向け、地盤の強さをはかる試験を行っています

■【第1期地区】まちづくりの検討を進めています

土地区画整理事業に合わせて、事業区域周辺も含めた地区の皆さまとまちづくりのルールを検討しています。

まちづくり検討会を開催し、まちの将来像よりよいまちをつかっていくためのルールづくりについて検討を進めています。

今後は、**まちづくりの検討区域の地権者の皆さまを対象に「アンケート」を実施する予定**です。ぜひご協力をお願いします。



■【第1期地区】事業計画の変更に向けた手続きを進めます

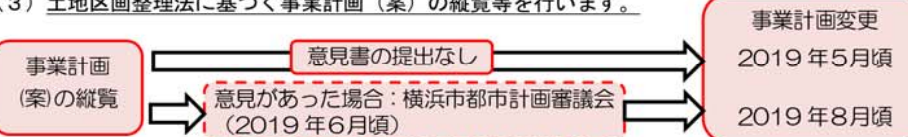
(1) 事業計画の変更の概要

	変更前	変更後(予定)
事業名称	ニツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理事業	
土地の名称	瀬谷区 ニツ橋町及び東野の各一部	
地区面積	約 3.9 ha	約 4.1 ha
総事業費	約 73 億円	約 85 億円
事業期間	平成27年度から平成33年度(換地処分)	平成27年度から平成35年度(換地処分)
公共施設の変更内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の拡大等による道路計画の変更 ・調整池の形状変更(管理用通路の位置の変更) ・都市計画道路を電線共同溝方式により無電柱化する計画に変更 	

(2) 施行地区(事業の区域)の変更箇所



(3) 土地区画整理法に基づく事業計画(案)の縦覧等を行います。



【事業計画(案)の縦覧について】

- ・縦覧期間：平成31年2月25日(月)から平成31年3月11日(月)まで
- ・縦覧場所：横浜市都市整備局ニツ橋北部土地区画整理事務所(横浜市瀬谷区ニツ橋町467番地23)
- ・縦覧時間：午前8時45分から午後5時15分まで

【意見書の提出について】

意見書を提出される方は、氏名・住所及び連絡先(電話番号等)・意見の内容等を記載していただき、持参又は郵送による提出をお願いします。

- ・意見書の提出期間：平成31年2月25日(月)から平成31年3月25日(月)まで
 - ※【持参の場合】土・日・祝日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで
 - ※【郵送の場合】3月25日(月)の消印有効とします
- ・意見書の提出先：横浜市都市整備局ニツ橋北部土地区画整理事務所(電話)045-363-3110
- ・郵送先の住所：〒246-0021 横浜市瀬谷区ニツ橋町467番地23